みよし市再生可能エネルギー等賦存量調査業務委託 プロポーザル実施要領

１　趣旨

　　本市では、令和元（2019）年12月4日に「ゼロカーボンシティ宣言」を行っており、令和32（2050）年までに市内における二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを目標としています。令和3年3月に策定した「第2次みよし市環境基本計画」では「みよし市の地域特性に対応した削減方策」、「継続的な省エネ活動の推進、運用改善や高効率設備への更新」、「再生可能エネルギーの積極的な導入、利活用」、「吸収源の確保・保全」を推進する長期的な「二酸化炭素排出量削減計画」の策定・推進体制の構築を行うこととしていることから、「ゼロカーボンシティ宣言」の実現に向けた基礎調査業務を委託します。

　　これらを踏まえ、みよし市再生可能エネルギー等賦存量調査業務委託の実施にあたっては、価格のみではなく事業者にかかる業務実績、専門性、技術力、企画力、創造性等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者と契約を締結する必要があることから、プロポーザル方式により契約の相手方となる候補者（以下「契約候補者」という。）を選定するものとします。

２　業務の概要

（１）委託業務名

みよし市再生可能エネルギー等賦存量調査業務委託

（２）業務内容

別紙「みよし市再生可能エネルギー等賦存量調査業務委託仕様書」のとおり

（３）履行期間

契約締結日の翌日から令和５年３月２４日まで（２か年継続事業）

（４）契約上限金額

金６，６００，０００円（消費税及び地方消費税を含む。）

　　（内訳：令和３年度２，２００，０００円、令和４年度４，４００，０００円）

３　本契約に係る受託者の選定方法

　　本契約は、公募型プロポーザルにより契約候補者を決定するものとします。

なお、契約候補者の選定についてはみよし市再生可能エネルギー等賦存量調査業務委託プロポーザル事業者選定委員会が行うものとします。

４　参加資格要件

　　このプロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる条件のいずれにも該当する者とします。

なお、複数の企業による共同参加は認めません。

（１）地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

（２）契約締結日に、令和３年度みよし市競争入札参加資格者名簿に

大分類「役務の提供等」

中分類「調査委託」

の業種において登載されている者であること。

（３）公告日から契約締結までの間に、「みよし市入札参加停止等措置要領（平成25年2月21日施行）」に基づく措置及び「みよし市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成25年3月14日付けみよし市長等・愛知県豊田警察署長締結）」に基づく排除措置又はこれに準ずる措置を受けていない者であること。

（４）会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更正手続開始の申立て又

は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更正計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）でないこと。

（５）平成２８年度から令和２年度までの５年間において、官公庁の発注する再生可能エネルギー等賦存量調査に係る業務又はそれに類似する業務を元請として履行した実績を１件以上有していること。

５　質疑及び回答

　　本プロポーザルにおける質疑及び質疑回答については次のとおり行います。

（１）質問がある場合は、「質疑書」（様式第１０号）に質問事項を記載のうえ、令和３年７月６日（火）から令和３年７月１５日（木）正午までに、電子メール(環境課メールアドレス　kankyo＠city.aichi-miyoshi.lg.jp）により、環境課に提出してください。

なお、メールの件名は「みよし市再生可能エネルギー等賦存量調査業務質疑提出（事業者名）」とし、メールの送信後には速やかにメール到着の有無を電話で環境課（電話番号0561-32-8018）に確認してください。

（２）質疑に対する回答については、令和３年７月２１日（水）午後５時までに「質疑回答書」（様式第１１号）により、みよし市役所ホームページ（http://www.city.aichi-miyoshi.lg.jp）に一括して掲載します。

６　参加申込の方法

上記「４　参加資格要件」を満たし、本プロポーザルに参加を希望する場合は、下記に定める参加申請書類を提出してください。

（１）参加申請書類

ア　参加申込書（様式第１号）

イ　会社概要調書（様式第２号）

ウ　業務実績調書（様式第３号）

※提出された書類の修正又は変更は認めません。また審査終了後であっても提出書類の返却は行いません。

エ　会社概要（会社パンフレットなど任意）

（２）提出部数

　　各１部

（３）提出方法

　　　提出書類をＰＤＦ化し、電子メールに添付することにより提出してください。電子メールの表題は「みよし市再生可能エネルギー等賦存量調査プロポーザル参加申込（事業者名）」とし、メール送信後には、速やかにメール到着の有無を電話で環境課に確認してください。

（４）提出期間

　　　令和３年７月６日（火）から令和３年７月２８日（水）午後５時１５分まで

（５）提出先

　　　みよし市役所　環境経済部　環境課

　　　電子メール　kankyo＠city.aichi-miyoshi.lg.jp

　　　電話　０５６１－３２－８０１８

（６）参加資格の確認

　　　参加資格の有無については、提出を受けた参加申請書類等により、参加希望者が参加資格を満たしているかの確認を行い、令和３年７月３０日（金）までに、参加申込書に記載された担当者メールアドレス宛てに、電子メールで通知します。

７　企画提案書等の提出

　　参加資格を有する事業者は、「みよし市再生可能エネルギー等賦存量調査業務委託仕様書」の内容を踏まえ、以下のとおり提出してください。

　　なお、提出期限以降の企画提案書等の再提出及び差替え等は認めません。また、審査終了後であっても提出書類の返却は行いません。

（１）提出書類及び提出部数

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項番 | 提出書類名 | 備　考 |
| １ | 企画提案書等提出届  （様式第４号） | 必要な事項を漏れなく記入し、商号または名称、及び代表者氏名を記入してください。 |
| ２ | 企画提案書 | 各テーマに沿って記述してください。なお、Ａ４（片面）サイズとし、テーマごとに指定する最大ページ枚数までとしてください。 |
|  | （様式第５－１号）  最大ページ枚数：１枚 | (1) 本業務に関する基本方針について  本業務に取り組むにあたっての基本的な考え方や方針等について記載すること。 |
|  | （様式第５－２号）  最大ページ枚数：２枚 | (2) 再生可能エネルギー等賦存量の調査について  再生可能エネルギー等賦存量の調査計画の作成、調査項目、調査手法等について具体的に記載すること。 |
|  | （様式第５－３号）  最大ページ枚数：２枚 | (3) 温室効果ガス排出量削減効果の算定について  調査結果からどのように分析評価、算定を行うのか基本的な考え方と方法を記載すること。 |
|  | （様式第５－４号）  最大ページ枚数：２枚 | (4) 事業モデルの想定  ゼロカーボンシティの実現に向けて、本市の地域性や特徴からどのような事業モデルが想定されるかを記載すること。 |
|  | （様式第５－５号）  最大ページ枚数：２枚 | (5) 独自の提案内容  提案事業者の強みや独創的なポイント、独自の提案内容について記載すること。 |
| ３ | 業務実施体制調書  （様式第６号） | 契約締結後の業務の実施体制を記載してください。 |
| ４ | 配置予定者調書  （様式第７号） | 配置予定の責任者及び担当者を記載してください。同種業務等の履行実績がある場合は、業務概要とその実施年度を記載してください。ただし、平成２８年度以降の業務実績に限ります。 |
| ５ | 工程計画書（様式第８号） | 仕様書等を参考に、令和３年度及び令和４年度の２か年度分作成してください。 |
| ６ | 見積書（任意様式） | 見積りの内訳を可能な限り詳細に記載してください。金額は消費税を含むものとし、契約上限金額を超える金額の場合は失格とします。 |

【書類作成時の注意事項】

・書類は日本工業規格によるＡ４判の規格、２穴綴じとし、簡易な綴じ方としてください。

・言語は日本語、通貨は日本円とし、横書きで文字サイズは１１ポイント以上とします。

（ただし、図表等はこの限りではありません。）

・専門知識を有していない者でも理解できるよう、分かりやすい表現に努めてください。

・１事業者について１提案とします。

　　・項番２について、会社名や会社が類推できる表現を記入しないでください。

（２）提出部数

　　　企画提案書（様式第５号関係）１５部、それ以外の書類は各１部

（３）提出方法

　　　提出部数を下記の提出先までに郵送又は直接持参してください。

（４）提出期間

　　　令和３年８月２日（月）から令和３年８月１３日（金）まで

郵送の場合は、令和３年８月１３日（金）までに必着

持参の場合は、平日の午前８時３０分から午後５時１５分まで

（５）提出先

　　　みよし市環境経済部環境課

　　　〒４７０－０２９５　愛知県みよし市三好町小坂５０番地

電　話　０５６１－３２－８０１８

８　審査の手続

（１）選考方法

評価項目、評価基準の策定及び企画提案書の審査を行うため、「みよし市再生可能エネルギー等賦存量調査業務委託プロポーザル事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）」を設置し、次に定める評価項目等に基づき審査します。なお、選定委員会は非公開とします。また、一次審査、二次審査ともに、評価、採点に関する異議は受け付けません。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 評価項目 | 評価視点 | 評価割合 |
| 事業者の能力 | 会社の業務実績、業務実施体制、工程計画書 | 10％ |
| 責任者の能力 | 実務経験、同種業務の実績、手持ち業務量 | 10％ |
| 担当者の能力 | 実務経験、同種業務の実績、手持ち業務量 | 10％ |
| 企画提案書及び  プレゼンテーション | 基本方針、再生可能エネルギー等賦存量の調査、温室効果ガス排出量削減効果の算定、事業モデルの想定、独自の提案内容 | 50％ |
| 提案（見積）金額 | 適切な提案金額 | 20％ |
| 合　　計 | | 100％ |

（２）一次審査（書面審査）

ア　提出された企画提案書等について、別に定める評価基準に従い書面審査を実施します。

イ　一次審査の結果、点数が上位の３者に対し、二次審査を行うものとします。ただし、選定委員の採点結果が最低基準点以上の点数を得られなかった場合は、提案者として選定しません。

ウ　一次審査の結果及び二次審査の案内については、令和３年８月２０日（金）までに、企画提案書等に記載された担当者メールアドレス宛てに、電子メールで通知します。

エ　一次審査通過者が令和３年８月２４日（火）までに辞退した場合は、辞退者を除いた上位３者が二次審査の対象者とすることができるものとし、繰り上がった者にその旨を通知します。

（３）二次審査（プレゼンテーションによる審査）

ア　一次審査時に提出した企画提案書に基づき、選定委員会は別に定める評価基準に従いプレゼンテーションによる二次審査を行います。

イ　一次審査と二次審査における合計点数の総計が最高得点を得た者を契約候補者とし、２番目に高い得点の者を次点者とします。最高得点が同点であった場合には、見積金額の低い提案者を契約候補者として選定します。ただし、選定委員の採点結果が最低基準点以上の点数を得られなかった場合は、契約候補者として選定しません。

ウ　提案者が１社であった場合でも、選定委員の採点結果が最低基準点以上の点数を得られなかった場合は、提案者として選定しません。

エ　二次審査の結果については、令和３年９月１６日（木）までに、企画提案書等に記載された担当者メールアドレス宛てに、電子メールで通知します。

　　オ　審査結果については、みよし市ホームページに掲載し公表します。

９　プレゼンテーション及び質疑応答

（１）実 施 日：令和３年８月２６日（木）

（２）実施場所：オンライン

（３）実施方法

ア　提出された提案書に基づき、プレゼンテーション及び質疑応答を行います。１事業者につきプレゼンテーション２０分以内、質疑応答２０分程度とします。プレゼンテーションは業務実施体制調書に記載した管理責任者又は担当者で行うものとします。

イ　プレゼンテーションは提出された提案書のみによるものとし、質疑応答も含め追加資料の使用は不可とします。

１０　契約

（１）契約候補者と市で業務内容等の調整を行い、仕様書を確定します。

（２）契約の手続は、みよし市契約規則の規定により行います。

（３）契約候補者が契約締結までの間に失格事項が判明した場合又は辞退した場合は、次点者と契約するものとします。

１１　辞退

参加申込後に辞退する場合は、プロポーザル参加辞退書（様式第９号）を持参又は郵送で提出してください。辞退は自由であり、その後の不利益な取り扱いは行わないものとします。

１２　著作権

　　　提出書類の著作権は、プロポーザル参加者に帰属します。ただし、本市が本案件のプロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、プロポーザル参加者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとします。また、本案件に係る情報公開請求があった場合は、みよし市情報公開条例に基づき、提出書類を公開することがあります。

１３　事務局

みよし市環境経済部環境課

〒４７０－０２９５ 愛知県みよし市三好町小坂５０番地

電　話 ０５６１－３２－８０１８

ﾌｧｯｸｽ ０５６１－７６－５１０３

電子メール kankyo@city.aichi-miyoshi.lg.jp

１４　その他

（１）プロポーザル参加に要する費用は全て参加者の負担とします。また、やむを得ない理由等により、プロポーザルが中止になった場合においても同様とします。

（２）次に掲げる提案は無効とします。

　　ア　参加資格を有しないものがした提案

　　イ　見積金額が限度額を超える提案

　　ウ　虚偽の記載をした提案

　　エ　市が示した条件に反した提案

１５　公募から事業者選定までの主なスケジュール（予定）

|  |  |
| --- | --- |
| 内容 | 期日・期間等 |
| 公募の開始 | 令和３年７月６日（火） |
| 参加申込 | 令和３年７月６日（火）から  令和３年７月２８日（水）まで |
| 質問の受付 | 令和３年７月６日（火）から  令和３年７月１５日（木）正午まで |
| 参加資格確認通知 | 令和３年７月３０日（金）まで |
| 企画提案書等の提出 | 令和３年８月２日（月）から  令和３年８月１３日（金）まで |
| プロポーザル選定委員会（一次審査：書類） | 令和３年８月１９日（木） |
| 一次審査結果通知 | 令和３年８月２０日（金）まで |
| プロポーザル選定委員会（二次審査：プレゼンテーション・ヒアリング） | 令和３年８月２６日（木） |
| 競争入札審査会（結果報告） | 令和３年９月１５日（水） |
| 二次審査結果通知 | 令和３年９月１６日（木）まで |
| 契約手続き開始 | 令和３年９月下旬（予定） |